

第4章 早期発見と予防的支援

いなみこども家庭センター（こども課）で受理する児童家庭相談は、一般の子育てに関する相談だけでなく、児童虐待等継続した支援が必要な相談等、多岐にわたっています。

特に、児童虐待は家庭内で生じ、被害を受ける子ども自らは声をあげにくいという特性があり、発見される時点では既に深刻な状況に至っていることがあります。その場合、改善は容易ではなく、また、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには世代間連鎖等を起こすことがあり、相当手厚い支援が必要となります。そこで、早期発見・早期対応のみならず、発生予防に向けた取り組みを行うことが重要となります。

児童虐待に気づくための3つの不自然

親が不自然	子どもが不自然	親子関係が不自然
・子どもの状態に関し説明が不自然である ・説明内容がよく変わる ・人との関わりを避けようとする ・子どもに合わせようとしな ・挑発的態度が見られる ・転居歴が多い 等	・攻撃的・乱暴である ・落ち着きがない ・身体接触を極端に嫌う ・節度なく甘える ・表情が乏しい 等	・親の子どもを見る目が鋭い ・子どもに罵声を浴びせかける ・子どもへの態度が冷淡 ・互いの視線を合わせようとしな

1. 児童虐待の発生を予防するために必要な支援

児童虐待は、どこにでも起こりうるという認識に立ち、一般の子育て支援サービスを充実させることが重要であることは言うまでもありませんが、同時に、児童虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことも重要です。

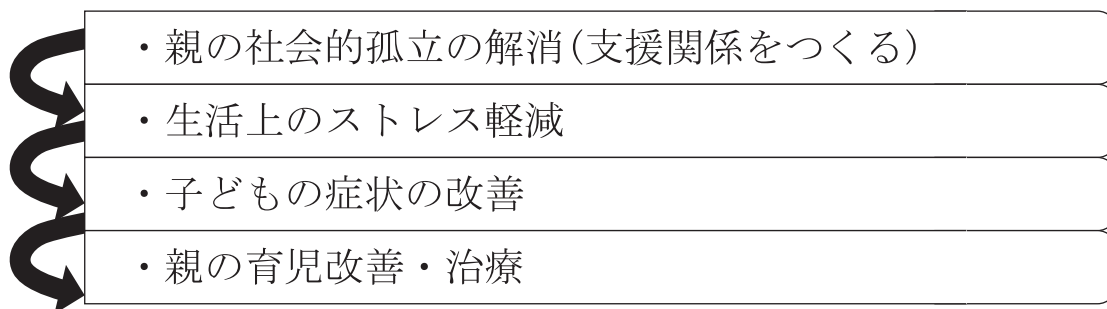
これまで様々な実態調査や事例検証を通して、児童虐待に至るおそれのある要因(リスク、要因)が抽出されています。保健・医療・福祉等の関係者が予防的な支援を行うにあたっては、それらの要因を持ち、支援を必要としている家庭であるかどうかを判断し、早期に支援につなげることが大切です。

児童虐待が疑われる程度で、明らかなリスク要因がみられない段階から相談機関の情報を知らせたり、民生委員・児童委員等の地域の人材や関係機関につないでおくことは、その後児童や家族に支援の必要性が生じた場合に、適時に支援につながり早期対応と重症化予防が可能となります。

【児童虐待が生じる4つの条件】

生活上の累積するストレス	経済的問題、家族関係の悪化、失業 等
親の意に沿わない育てにくさ	低体重児、障害児、多胎、きょうだいの年齢差
親の心理的孤立	支援が乏しい、相談できる人がいない
子ども時代に愛された経験がない	厳しいしつけ、虐待を受けた体験

【子どもと親への支援のためのアセスメント】



子ども時代に愛された経験がなく支援関係が築きにくい保護者には、通常の支援方法では、関係形成や支援が進まないことがあります。保護者に変化をもたらすのは、知識や技術よりも保護者自身のために一生懸命になってくれる人の存在そのものです。危機に対処する際の協力的で思いやりある支援が不可欠で、保護者が抱える根深いニーズを理解することが大切です。寄り添う支援とは、保護者を大切な存在として認め、寛容なまなざしと改善しない事態に耐えている保護者と共に過ごす時間を保障することから始まります。

2. 啓発活動、予防事業の実施

児童虐待防止のためには、子育てをみんなで支え合える地域をつくり上げていくことが大切です。子どもに関係する機関は、家庭での子育てが社会や地域から孤立することのないよう、様々な啓発活動や予防事業を継続的に実施していく必要があります。

3. こども家庭センターと切れ目ない支援

令和6年7月に、妊産婦やこども、子育て家庭に対する支援を一層充実させるため、こども課内に新たに「いなみこども家庭センター」を開設しました。

これまでの妊産婦や乳幼児の相談を受ける母子保健の機能と、児童福祉の機能を一体化し、すべての妊産婦、子育て家庭、18歳までのお子さんがワンストップで相談できる窓口として切れ目ない支援を目指します。